

掲載内容及び減算措置に係る留意事項について

1. 掲載内容（必須項目）

（1）経営情報の更新 ※令和7年度8月より制度運用開始

毎年度、直近の決算情報を踏まえた「経営情報」の更新が義務付けられています。

（2）財務状況（財務諸表等）の掲載

直近の事業年度を終えた時点で作成した下記の書類を掲載

- ①事業活動計算書（または損益計算書）
- ②資金収支計算書（またはキャッシュフロー計算書）
- ③貸借対照表（バランスシート）
- ④就労支援事業別事業活動明細書（※就労系サービスのみ）

2. 掲載内容に係る留意事項

○ 上記①～④の財務諸表については、やむを得ない事情がある場合は、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類をもって差し替えることができますが、会計基準の規定上、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）の作成が求められていない場合は、必ずしも報告いただく必要はありません。

○ 社会福祉法人については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にて開示される財務諸表を公表することから、報告の必要はありません。なお、就労系サービスの場合は、④就労支援事業別事業活動明細書の掲載は必須となります。

○ 次のいずれかに該当する場合は、財務諸表の添付は不要です。

- ・ 報告年度の前年度の途中に新たに障害福祉サービス等の提供を開始した場合
- ・ 報告年度中に新たに障害福祉サービス等の提供を開始する場合

3. 減算措置に係る留意事項

未公表（未報告）に対する減算措置（未報告減算）について、報告が行われない場合、以下のとおり減算（未報告減算）が適用されます。

○ **令和7年度報告分（令和6年度決算情報）の未報告について**

令和8年3月末までに報告がなされず、県等による指導を行ってもなお報告がない場合は、令和8年4月1日に遡って減算対象となります。

○ 令和8年度以降の更新について

経営情報の報告は毎年度必要な手続きです。令和7年度分を報告していても、令和8年度以降に更新手続きを行わなかった場合は、報告期限月の翌月から即座に減算対象となります。

4. 参考

▼障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

「障害福祉サービス等情報公表システム」の入力に当たっては、障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載のある記入要領に沿って、正しく入力をお願いします。

▼愛媛県ホームページ（障害福祉サービス等情報公表制度）

<https://www.pref.ehime.jp/page/6118.html>